

## 沼津市スポーツリーダーバンク運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市スポーツリーダーバンク設置要綱（以下「要綱」という。）

第9条の規定により沼津市スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導者の登録手順)

第2条 リーダーバンクへの指導者の登録は、次の手順で行う。

- (1) リーダーバンクへの登録（更新を含む。）を希望する指導者（以下「申請者」という。）は、沼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、沼津市スポーツリーダーバンク登録申請書（以下「申請書」という。）を提出する。
- (2) 教育委員会は、要綱第3条第2項に規定する申請を受理したときは、同条第1項に該当するか審査し、審査結果を申請者に通知する。
- (3) 登録が決定した指導者には、沼津市スポーツリーダーバンク登録証を交付するとともに、沼津市スポーツリーダーバンク指導者名簿に記載する。
- (4) 登録指導者から登録事項の変更について連絡があったときは、沼津市スポーツリーダーバンク指導者名簿を訂正する。

(登録指導者の紹介手順)

第3条 登録指導者の紹介は、次の手順で行う。

- (1) リーダーバンクは、要綱第6条第1項に規定する申請を受理したときは、要綱第5条に規定する対象となる団体等であるか、かつ、紹介の条件に適合するかを審査し、紹介することが適当であると認めるときは、依頼内容に応じた指導者を選出し、当該指導者に依頼者の要請内容を伝え、紹介の承諾を得る。
- (2) リーダーバンクは、承諾を得た指導者を依頼者に紹介する。
- (3) 依頼者は、紹介された指導者と事前に指導内容、経費等について十分に打合せを行うものとする。

付 則

この要領は、平成17年8月10日から施行する。